

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年10月28日(2024.10.28)

【公開番号】特開2023-70025(P2023-70025A)

【公開日】令和5年5月18日(2023.5.18)

【年通号数】公開公報(特許)2023-091

【出願番号】特願2022-104809(P2022-104809)

【国際特許分類】

A 6 1 M 25/10 (2013.01)

10

【F I】

A 6 1 M 25/10 5 1 0

A 6 1 M 25/10 5 1 2

A 6 1 M 25/10 5 5 0

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月18日(2024.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

直管部と、前記直管部よりも近位側に位置している近位側テーパー部と、前記近位側テーパー部よりも近位側に位置している近位側スリーブ部と、前記直管部よりも遠位側に位置している遠位側テーパー部と、前記遠位側テーパー部よりも遠位側に位置している遠位側スリーブ部と、を有しているバルーンカテーテル用バルーンであって、

外面及び内面を有するバルーン本体と、前記バルーン本体の外面よりも径方向の外方に突出しており前記バルーン本体の長手軸方向に延在している突出部と、を有しており、

前記径方向の断面において、前記直管部に設けられている前記突出部は、前記バルーン本体の外面と接続している基端と、前記基端よりも前記径方向の外方に位置し、前記突出部の前記径方向の外方端である先端と、を有しており、

前記径方向の断面において、前記直管部に設けられている前記突出部は、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度が10°以下であり、

下記(1)及び(2)の少なくとも一方を満たしているバルーンカテーテル用バルーン。
。

(1) 前記径方向の断面において、前記近位側テーパー部の前記突出部は、前記バルーン本体の周方向の第1方向又は第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上である。

(2) 前記径方向の断面において、前記遠位側テーパー部の前記突出部は、前記バルーン本体の周方向の第1方向又は第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上である。

【請求項2】

下記(3)及び(4)の少なくとも一方を満たす請求項1に記載のバルーンカテーテル用バルーン。

(3) 前記径方向の断面において、前記近位側テーパー部の前記突出部は、前記第1方向又は前記第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上であり、

前記近位側テーパー部は、前記バルーン本体の内面よりも前記径方向の内方に突出して

40

50

おり前記長手軸方向に延在している内側突出部を有している。

(4) 前記径方向の断面において、前記遠位側テーパー部の前記突出部は、前記第1方向又は前記第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上であり、

前記遠位側テーパー部は、前記バルーン本体の内面よりも前記径方向の内方に突出しており前記長手軸方向に延在している内側突出部を有している。

【請求項3】

下記(5)及び(6)の少なくとも一方を満たす請求項1又は2に記載のバルーンカテーテル用バルーン。

(5) 前記径方向の断面において、前記近位側テーパー部の前記突出部は、前記第1方向又は前記第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上であり、

前記突出部は、前記近位側テーパー部の長手軸方向における全域で前記第1方向又は前記第2方向に倒れている。

(6) 前記径方向の断面において、前記遠位側テーパー部の前記突出部は、前記第1方向又は前記第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上であり、

前記突出部は、前記遠位側テーパー部の長手軸方向における全域で前記第1方向又は第2方向に倒れている。

【請求項4】

下記(7)及び(8)の少なくとも一方を満たす請求項1又は2に記載のバルーンカテーテル用バルーン。

(7) 前記径方向の断面において、前記近位側テーパー部の前記突出部は、前記第1方向又は前記第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上であり、

前記突出部は、前記近位側テーパー部の長手軸方向における少なくとも一部で前記第1方向又は第2方向に倒れている。

(8) 前記径方向の断面において、前記遠位側テーパー部の前記突出部は、前記第1方向又は前記第2方向に倒れており、前記基端の幅方向の中点と前記先端とを結ぶ直線と前記基端の垂線とがなす角度は30°以上であり、

前記突出部は、前記遠位側テーパー部の長手軸方向における少なくとも一部で前記第1方向又は第2方向に倒れている。

【請求項5】

請求項1又は2に記載のバルーンカテーテル用バルーンを備えているカテーテル。

10

20

30

40

50